

県予防計画を引用

第8章 法の規定による総合調整又は指示の方針に関する事項 【総合調整】

1. 基本的事項

[①現状及び課題]

- 新型コロナの対応時における総合調整権限の中には、その前提となる情報収集の権限がなく、重症患者の状況や人材の不足状況が把握できなかつたため、円滑に総合調整を行えない事例がありました。
- 県内全体の病床数が充足していても、病床数と人口の不均衡により、人口の多い大分市において病床等が不足することがあり、広域的な入院調整が必要となりました。

[②基本的な考え方]

- 県知事は、平時から新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に至るまで、新興感染症の発生及びまん延を防止するため必要がある場合、感染症対策等全般について、保健所設置市等の長、一般市町村の長及び関係機関に対する総合調整を行います。

2. 今後の施策

(1) 県知事による総合調整及び指示

- 県知事は、平時から新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に至るまでの間、感染症の発生及びまん延を防止するために必要な場合に限り、感染症対策全般について、保健所設置市の長、一般市町村の長、関係機関に対して総合調整及び情報収集を行います。
- 県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、入院勧告等のために必要な場合に限り、保健所設置市の長に対して指示を行います。

(2) 医療提供体制の構築

- 県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、協定指定医療機関等に対し、速やかに医療措置協定等に基づいた発熱外来の設置及び入院病床の確保を実施するよう求めます。
- 県は、確保した病床に円滑に患者が入院できるように、医療機関及び医療関係団体等と連携を強化し、県知事による保健所設置市等に対する平時からの体制整備等を含む総合調整権限や有事の指示権限を行使し

ながら、入院調整体制の構築及び円滑な実施を図ります。

- 入院調整にあたっては、流行初期の段階では入院を勧告する保健所が中心となって調整を担います。感染症の患者が増加した段階においては、通常の医療連携の仕組みを阻害することのないように配慮しつつ、県が医師会等と連携・協議の下、円滑な入院調整の仕組みを構築します。
- 県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、必要に応じて、臨時の医療施設や入院待機施設等を設置します。

[参考]

- | |
|--|
| ○ 厚生労働大臣が定める「感染症基本指針」における該当項目
第十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針
に関する事項 |
| ○ 関係する目標項目 … 参照：第12章「数値目標」
(1)～(6) 全ての目標項目 |